

# 今月の税務トピックス (相続時精算課税制度の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

## はじめに

相続時精算課税制度は、平成15年度税制改正において高齢者の保有する資産の次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化を図る観点から導入されました。しかし、贈与財産の贈与時の時価の下落リスク及びその後における同一の贈与者からの贈与の申告等の事務負担の問題から利用件数が伸び悩む傾向にありました。

令和5年度税制改正では、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、基礎控除の創設及び受贈土地等の災害の価格の特例が創設されました。

本稿では、創設された制度の概要とその実務上の留意点について解説します。

## I 基礎控除の創設

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の特別控除2,500万円とは別途、課税価格から基礎控除110万円が控除できることとされます(相法21の11の2①、措法70の3の2①)。この場合において、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、基礎控除110万円の控除をした後の残額とされます(相法21の15①②、21の16②③、措法70の3の2②、相規12一、13①六・七)。

## II 贈与税の特別控除額

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの上記Iに掲げる基礎控除の控除後の贈与税の課税価格から、それぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額が控除されます(相法21の12①)。

- ① 2,500万円(既にこのIIの規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額)
- ② 特定贈与者ごとの上記Iに掲げる基礎控除の控除後の贈与税の課税価格

## III 特定贈与者が2人以上ある場合

上記Iにおいて、相続時精算課税適用者がその年中において2以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、110万円に特定贈与者ごとの贈

与税の課税価格がその課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて計算することとされます(相法21の11の2②、相令5の2、措法70の3の2③、措令40の5の2、相規17①一)。

## IV 土地又は建物の価額の特例

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害等によって相当の被害を受けた場合(その相続時精算課税適用者がその土地又は建物をその贈与を受けた日からその災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限り)において、その相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額からその価額のうちその災害によって被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額とされます(措法70の3の3①②、措令40の5の3、措規23の6の2)。

## V 適用関係

上記IからIIIの改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます(令和5年改正法附則19④、51④、令和5年改正相令附則1、令和5年改正措令附則1三、令和5年改正相規附則2②)。

また、上記IVの改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます(令和5年改正法附則51⑤、令和5年改正措令附則1三)。

## おわりに

相続時精算課税で贈与した場合、毎年、暦年課税制度と同水準の基礎控除が創設されました。そこで、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者においても、この制度を活用すれば次世代に財産を移転しやすくなります。

また、改正前の相続時精算課税制度の適用者においても、令和6年1月1日以後の贈与において、創設された基礎控除が活用できます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。